

## 障害福祉サービスにおける人員配置基準（平成 27 年 4 月 1 日現在）

### < 注意点 >

- ・以下の人員配置基準は平成 27 年 4 月 1 日現在のものであり、今後制度改正等により変更が生じる場合があります。
- ・療養介護、重度障害者等包括支援、宿泊型自立訓練、就労移行支援（養成施設）、障害者支援施設については個別に問い合わせ願います。
- ・計画相談支援については、各市町村が指定権者となりますので、事業所開設予定地の市町村に問い合わせ願います。

### 居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護

管理者	1（常勤） ※管理業務に支障がない場合は他の職務との兼務可
サービス提供責任者	事業規模に応じて 1 人以上（常勤） ※管理者との兼務可 ※2 人以上配置が必要な事業所については、2 人目以降は非常勤でも可
従業者	常勤換算で 2.5 以上

### 生活介護

管理者	1（常勤） ※管理業務に支障がない場合は他の職務との兼務可	
従業者	医師	日常生活の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数 ※嘱託医の配置でも可
	看護職員	生活介護の単位毎に、1 人以上
	理学療法士又は作業療法士	利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数
	生活支援員	生活介護の単位毎に、1 人以上 ※1 人以上は常勤
	サービス管理責任者	利用者数 60 人以下：1 人以上 利用者数 61 人以上：1 人に、利用者数が 60 人を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 人を加えて得た数以上 ※1 人以上は常勤

※看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は生活介護の単位ごとに常勤換算で①から③までに掲げる平均障害支援区分に応じ、それぞれ①から③までに掲げる数

平均障害支援区分	生活支援員等の総数
① 4 未満	利用者数を 6 で除した数以上
② 4 以上 5 未満	利用者数を 5 で除した数以上
③ 5 以上	利用者数を 3 で除した数以上

※平均障害支援区分の計算方法

{ (2 × 障害支援区分 2 に該当する利用者の数) + (3 × 障害支援区分 3 に該当する利用者の数) + (4 × 障害支援区分 4 に該当する利用者の数) + (5 × 障害支援区分 5 に該当する利用者の数) + (6 × 障害支援区分 6 に該当する利用者の数) } ÷ 利用者の数合計

短期入所

管理者		1（常勤） ※管理業務に支障がない場合は他の職務との兼務可	
従業者	併設型 空床型	本体施設が指定障害者支援施設等の場合	本体施設の利用者数と短期入所の利用者数の合計を本体施設の利用者数とみなした場合において、本体施設として必要とされる数以上
		本体施設が指定共同生活援助事業所等の場合	①本体施設のサービス提供時間帯 ・本体施設の利用者数と短期入所の利用者数の合計を本体施設の利用者数とみなした場合において、本体施設として必要とされる数以上  ②それ以外の時間帯 ・当該日の利用者の数が6名以下の場合においては、1以上の生活支援員又はこれに準ずる従業者、7名以上の場合においては、1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
	単独型	指定生活介護等日中活動系サービス事業所と一体的に実施する場合	①指定生活介護等のサービス提供時間帯 ・当該指定生活介護事業所等の利用者数と当該単独型短期入所事業所の利用者数の合計を当該指定生活介護事業所等の利用者数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上  ②それ以外の時間帯 ・当該日の利用者の数が6名以下の場合においては、1以上の生活支援員又はこれに準ずる従業者、7名以上の場合においては、1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
		上記以外	②と同じ

自立訓練（機能訓練）

管理者		1（常勤） ※管理業務に支障がない場合は他の職務との兼務可
従業者	看護職員	1人以上 ※1人以上は常勤
	理学療法士又は作業療法士	1人以上
	生活支援員	1人以上 ※1人以上は常勤
	サービス管理責任者	利用者数 60人以下：1人以上 利用者数 61人以上：1人に、利用者数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤

※看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算で利用者数を6で除した数以上

※訪問によるサービスの提供の場合は、上記に加えて、訪問によるサービスを提供する生活支援員を1人以上置くこと

自立訓練（生活訓練）※宿泊型自立訓練を除く

管理者		1（常勤） ※管理業務に支障がない場合は他の職務との兼務可
従業者	生活支援員	常勤換算で、利用者数を6で除した数 ※1人以上は常勤
	サービス管理責任者	利用者数60人以下：1人以上 利用者数61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤

※訪問によるサービスの提供の場合は、上記に加えて、訪問によるサービスを提供する生活支援員を1人以上置くこと

就労移行支援（養成施設を除く）

管理者		1（常勤） ※管理業務に支障がない場合は他の職務との兼務可
従業者	職業指導員及び生活支援員	・総数：常勤換算で利用者数を6で除した数以上 ※1人以上は常勤 ・職業指導員の数：1人以上 ・生活支援員の数：1人以上
	就労支援員	常勤換算で利用者数を15で除した数以上 ※1人以上は常勤
	サービス管理責任者	利用者数60人以下：1人以上 利用者数61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤

就労継続支援A型・就労継続支援B型

管理者		1（常勤） ※管理業務に支障がない場合は他の職務との兼務可
従業者	職業指導員及び生活支援員	・総数：常勤換算で利用者数を10で除した数以上 ※1人以上は常勤 ・職業指導員の数：1人以上 ・生活支援員の数：1人以上
	サービス管理責任者	利用者数60人以下：1人以上 利用者数61人以上：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ※1人以上は常勤

## 共同生活援助

管理者		1（常勤） ※管理業務に支障がない場合は他の職務との兼務可
従業者	世話人	常勤換算で、利用者数を6で除した数以上
	生活支援員	常勤換算で、次の①から④までに掲げる数の合計以上 ① 障害支援区分3に該当する利用者の数を9で除した数 ② 障害支援区分4に該当する利用者の数を6で除した数 ③ 障害支援区分5に該当する利用者の数を4で除した数 ④ 障害支援区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数
	サービス管理責任者	利用者数30人以下：1人以上 利用者数31人以上：1人に、利用者数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

※外部サービス利用型共同生活援助事業所の場合、生活支援員の配置は不要

(注)

- ・世話人及び生活支援員については、指定共同生活援助事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、一日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として、夜間時間帯を設定するものとし、当該夜間時間帯以外の指定共同生活援助の提供に必要な人員を確保する必要がある。  
⇒夜勤にて夜間支援を行う事業所においては、夜間支援を行う時間帯の勤務時間を世話人及び生活支援員の常勤換算に算入することは不可。

## 一般相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

管理者		1（常勤） ※管理業務に支障がない場合は他の職務との兼務可
従業者		・専従の指定地域移行支援・地域定着支援従事者（以下、「指定地域移行支援従事者等」という）を置くこと ・指定地域移行支援従事者等のうち、1人以上は相談支援専門員であること